

議案第56号

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年守谷市条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年6月3日 提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
56号	1

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第3条中「実現」を「実施」に改める。

第4条第1項中「事務は、」の次に「別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第4条に次の1項を加える。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）

機 関	事 務
1 市長	守谷市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年守谷町条例第15号）及び守谷市すこやか医療費支給に関する条例（平成19年守谷市条例第10号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	守谷市医療福祉費支給に関する条例及び守谷市すこやか医療費支給に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報であって規則で定めるもの

生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

母子保健法（昭和40年法律第141号）による母子健康手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障がい者に関する情報であって規則で定めるもの

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則（昭和58年守谷町規則第2号）第2条に規定する社会保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

## 附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

議 案	頁 数
56号	3

## 提案理由（議案第56号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市医療福祉費支給に関する条例及び守谷市すこやか医療費支給に関する条例による医療費の助成に関する事務について、特定個人情報を独自利用するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願ひいたします。

議案	頁数
56号	4

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(市の責務) 第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を <u>実施</u> するものとする。	(市の責務) 第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を <u>実現</u> するものとする。
(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、 <u>別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務</u> 及び <u>市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> とする。	(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、_____ _____市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
2 <u>別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u>	(新設)
3 (略)	2 (略)

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

附 則

(略)

別表第1 (第4条関係)

機 関	事 務
1 市長	守谷市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年守谷町条例第15号)及び守谷市すこやか医療費支給に関する条例(平成19年守谷市条例第10号)による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	守谷市医療福祉費支給に関する条例及び守谷市すこやか医療費支給に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他的地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であつて規

(新設)

(新設)

(新設)

則で定めるもの

住民基本台帳法(昭和  
42年法律第81号)  
第7条第4号に規定  
する事項に関する情  
報であって規則で定  
めるもの

生活保護法(昭和25  
年法律第144号)に  
よる保護の実施に関  
する情報であって規  
則で定めるもの

母子保健法(昭和40  
年法律第141号)に  
よる母子健康手帳の  
交付に関する情報で  
あって規則で定める  
もの

身体障害者福祉法(昭  
和24年法律第28  
3号)による身体障害  
者手帳の交付又は知  
的障害者福祉法(昭和  
35年法律第37号)

にいう知的障がい者  
に関する情報であつ  
て規則で定めるもの

児童扶養手当法(昭和  
36年法律第238  
号)による児童扶養手  
当の支給に関する情  
報であって規則で定  
めるもの

国民健康保険法(昭和  
33年法律第192  
号), 高齢者の医療の  
確保に関する法律(昭  
和57年法律第80  
号)又は守谷市医療福  
祉費支給に関する条  
例施行規則(昭和58  
年守谷町規則第2号)  
第2条に規定する社  
会保険各法による医  
療に関する給付の支  
給に関する情報であ  
って規則で定めるも  
の

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年守谷市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 守谷市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年守谷町条例第15号。以下「医療福祉条例」という。）第4条第5項による医療福祉費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則（昭和58年守谷町規則第2号。以下「医療福祉規則」という。）第3条による医療福祉費受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 守谷市すこやか医療費支給に関する条例（平成19年守谷市条例第10号。以下「すこやか条例」という。）第4条第2項による医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 守谷市すこやか医療費支給に関する条例施行規則（平成19年守谷市規則第11号。以下「すこやか規則」という。）第3条によるすこやか医療費受給資格認定の申請の受理、その届出に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(条例別表第2の規則で定める事務)

第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 医療福祉条例第4条第5項による医療福祉費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  
次に掲げる情報
  - ア 当該申請に係る対象者の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療法」という。）又は医療福祉規則第2

条に規定する社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による保険給付の支給に関する情報

(2) 医療福祉規則第3条による医療福祉費受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る対象者又は当該対象者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいう。）に関する情報

イ 当該申請に係る対象者又は当該対象者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する情報

ウ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報

エ 当該申請に係る対象者の母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の妊娠の届出に関する情報

オ 当該申請に係る対象者の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報又は知的障がい者に対する療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報

カ 当該申請に係る対象者の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

キ 当該申請に係る対象者の国保法、高齢者医療法又は社会保険各法による被保険者の資格に関する情報

(3) すこやか条例第4条第2項による医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る対象者の国保法、高齢者医療法又は社会保険各法による保険給付の支給に関する情報

(4) すこやか規則第3条によるすこやか医療費受給資格認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る対象者又は当該対象者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税（地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいう。）に関する情報

議案	頁数
56号	10

- イ 当該申請に係る対象者又は当該対象者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る住民基本台帳法第7条第4号に規定する情報
- ウ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報
- エ 当該申請に係る対象者に係る母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報
- オ 当該申請に係る対象者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報又は知的障がい者に対する療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報
- カ 当該申請に係る対象者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- キ 当該申請に係る対象者の国保法、高齢者医療法又は社会保険各法による被保険者の資格に関する情報

#### 附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

議 案	頁 数
56号	11